

出雲市監査委員告示 第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成28年（2016）4月15日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

監 査 第 10 号
平成28年(2016)4月15日

出雲市議会議長 様

出 雲 市 長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 多々納剛人

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

監査結果報告書

第1 監査の対象団体及び所管部署

- 1 株式会社未来サポートさだ 及び 出雲市農林水産部農業振興課
- 2 斐川町地域農業再生協議会 及び 出雲市農林水産部農業振興課
- 3 若宮地区畑地かんがい水利組合 及び 出雲市農林水産部農林基盤課
- 4 出雲市民生委員児童委員協議会 及び 出雲市健康福祉部福祉推進課

第2 監査の対象年度

平成26年度(2014)

第3 監査の実施期間

平成28年(2016)1月29日から平成28年(2016)3月17日まで

第4 監査の方法

今回の監査は、あらかじめ監査の対象団体及び所管部署から補助金交付等に係る書類一式の提出を求め、これらを審査するとともに、関係者及び関係職員に対する事情聴取等を行うなどの方法により実施した。

第5 監査対象事業の概要

- 1 株式会社未来サポートさだ 出雲市佐田町反邊 1391 番地 1

(1) 補助事業

出雲市地域主体型アグリビジネスモデル構築事業補助金

①地域主体型アグリビジネスモデル構築事業 (債務負担行為分)

リース料 (汎用コンバイン、味噌加工設備、乾燥機)

②地域主体型アグリビジネスモデル構築事業

販売促進費、商品開発・販路開拓費、交流促進費、事業推進人件費、研修費、備品費、諸費

(2) 補助事業の収支

①地域主体型アグリビジネスモデル構築事業 (債務負担行為分)

○収 入：市補助金	3,578,400 円
○支 出：リース料	3,578,400 円
○収支差引：	0 円

②地域主体型アグリビジネスモデル構築事業

○収 入：市補助金	4,000,000 円
○支 出：販売促進費、商品開発・販路開拓費、交流促進費、 事業推進人件費、研修費、備品費、諸費	4,000,000 円
○収支差引：	0 円

2 斐川町地域農業再生協議会

事務局 出雲市斐川支所産業建設課 出雲市斐川町莊原 2172 番地 及び
島根県農業協同組合斐川地区本部営農部 出雲市斐川町美南 1329 番地

(1) 補助事業

ひかわ元気農業支援事業（出雲市地域農業再生協議会推進事業補助金）
出雲市斐川地域の、元気な農業者・新規就農・集落営農組織設立・
園芸振興・畜産振興・ひまわり振興・高品質化・省エネ・省力化・
農産物直売・加工販売・農業者と地権者共生事業等に対する補助金

(2) 補助事業の収支

○収 入：18,102,980 円	
内訳： 9,051,490 円（市補助金）	
9,051,490 円（島根県農業協同組合斐川地区本部補助金）	
○支 出：18,102,980 円（斐川地域における特産振興に資する農業用機械施 設整備等補助及び畜産振興に資する家畜導入補助 計 33 件）	
○収支差引：	0 円

3 若宮地区畑地かんがい水利組合

(1) 補助事業

若宮畑かん揚水機場渦巻ストレーナ修繕工事（出雲市土地改良事業等補助金）
老朽化した揚水ポンプの修繕（揚水ポンプ渦巻ストレーナの交換 N=1 基）

(2) 補助事業の収支

○収 入：市補助金	1,764,000 円
地元負担額	882,000 円
○支 出：若宮畑かん揚水機場渦巻ストレーナ修繕工事	2,464,000 円
○収支差引：	0 円

4 出雲市民生委員児童委員協議会

事務局 出雲市社会福祉協議会 出雲市今市町 543 番地

(1) 補助事業

出雲市民生委員児童委員協議会補助金

民生委員・児童委員が、その職務をより機能的、効率的に遂行できるよう、研修会の開催や調査研究を実施し、また、各地区の法定単位民生委員協議会をとりまとめて、部会、委員会等の開催や関係機関との連絡調整を行う事業

(2) 補助事業の収支

○収入：11,882,835 円

内訳：6,686,000 円（市補助金）

2,996,000 円（県補助金）

1,421,645 円（出雲市社会福祉協議会補助金）

642,000 円（会費：@1,500 円/人×428 人）

127,000 円（ブロック単位民生委員児童委員研修事業委託料）

10,190 円（雑収入）

○支出：11,882,835 円（交付金、会議費、研修費、負担金、事務費等）

○収支差引：0 円

第6 監査の結果

関係諸帳簿はいずれも証拠書類と適合しており、計数的には正確に処理されていることを認めた。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

1 地域主体型アグリビジネスモデル構築事業について

(1) 株式会社未来サポートさだに関する事項

① 変更承認申請の必要性について

「出雲市地域主体型アグリビジネスモデル構築事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）」第5条は、事業の変更等に際し、補助事業者からの変更承認申請書の提出を義務付け、補助事業に要する予算の変更の際には、ただし書きで「経費区分間における予算配分の変更のみで、かつ、その増減率がいずれの経費区分においても30パーセント以内となる場合は、この限りではない。」と規定している。

ところが、市へ提出された収支予算書と収支決算書を比較したところ、経費区分間における予算配分の変更で、その増減率が30%を超える変更がいくつか見受けられた。その中には、当初予定した経費が全く使用されなかったものや、予定していなかった備品購入に充てた変更もあった。

今後、経費区分間の予算配分の変更については、補助金交付要綱に基づき適正に処理されたい。

②補助金に合わせた決算調整と事業から発生する収入の取扱いについて

この補助金の補助率は、補助金交付要綱第2条関係の別表により定額とされている。そのためか、市に提出された実績報告書やその添付書類を確認したところ、補助金額と、補助事業経費を一致させるために、請求金額の一部を別会計からの支出とした事例や、事業実施によって発生した販売代金や講演会の参加費といった収入を計上していない事例が見受けられた。

この補助金は定額ではあるが、事業実施に際して必要な全体の収支を市へ申請、報告することにより、補助事業の透明性を確保されたい。

③証拠書類の不一致について

補助事業に係る会計処理帳簿を確認したところ、提出された請求書や領収書と市提出の実績報告書添付の請求書（写）や領収書（写）が一致していないものがあった。

このことについては、「書類の整備が不十分であり、誤った資料を提出していた。」とのことであるが、書類等の整備は慎重に行われたい。

(2) 農業振興課に関する事項

①変更承認の必要性について

経費区分間の予算配分の変更に係る変更承認については、補助金交付要綱に沿った承認を行うこととされたい。

併せて、補助事業者にも「出雲市補助金交付規則」及び当該補助金交付要綱について説明をし、規則及び要綱に沿った補助金交付申請等がなされるよう適宜、助言及び指導を行われたい。

②事業全体経費の把握について

この補助金の交付額は定額となっているが、補助金を交付する市として、この事業実施に際して必要な全体経費を把握しておくことは重要と思われる。今後、補助対象経費だけでなく事業の全体経費の分かる書類の提出を補助事業者に求めることとされたい。

2 ひかわ元気農業支援事業について

(1) 斐川町地域農業再生協議会に関する事項

①実績報告事項の不足について

斐川町地域農業再生協議会が「ひかわ元気農業支援事業」の実績報告の際に添付された書類は、事業に関する収支決算書のみで、この事業において交付を受けた補助金の額を確定するために必要な書類は添付されていなかった。

今後は、この事業の成果が、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合しているか確認できる書類を添付されたい。

(2) 農業振興課に関する事項

①実績報告事項の不足及び審査について

斐川町地域農業再生協議会から提出された「ひかわ元気農業支援事業」の実績報告に添付された書類は、事業に関する収支決算書のみであった。

今後は、この事業の成果が、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合しているか確認できる書類の添付を求め、補助金支出の適正性を確認することとされたい。

②補助金の概算一括交付の必要性について

市は、斐川町地域農業再生協議会に対し、平成 26 年度分として交付決定を行った「ひかわ元気農業支援事業」に係る補助金の全額を、同協議会からの概算払請求に基づき支出している。

しかし、この時点で同協議会は補助事業の追加募集を行っており、市の補助金全額がなければ事務の取扱いに支障を及ぼす状態であったとはいえない。

概算払は、債務金額の確定前に行う例外的支出方法であるので、今後は、概算払の必要性と共に概算払金額の適正性を検討することとされたい。

3 若宮畑かん揚水機場渦巻ストレーナ修繕工事について

(1) 若宮地区畑かんがい水利組合に関する事項

①経費の収支を明らかにした書類等の整備年限遵守について

この補助事業には、「出雲市土地改良事業等補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）」に基づく市の補助金が交付されている。この補助金交付決定時の条件に、経費の収支を明らかにした書類、帳簿の 5 年間整備があるが、工事請負業者から受領した請求書の提出がなかった。

今後、市からの補助金により事業を実施する場合は、補助金交付決定時の補助の条件を遵守されたい。

②事業実施に伴い発生した収入の報告について

この度の補助事業は、揚水ポンプ渦巻ストレーナの交換であったため、建設廃棄物処分に伴う収入があったが、実績報告書に添付された収支決算書ではこの収入についての報告がなかった。事業実施に伴う収入があった場合は、すみやかに市へ報告することとされたい。

(2) 農林基盤課に関する事項

①補助金の終期設定について

「補助金交付要綱」には、補助金の終期設定がない。補助金終期の必要性については、「平成 23 年度 包括外部監査結果報告書（補助金について）」で、包括外部監査人から「補助金の終期が設定されていないと適切な見直しがなされないままに長期にわたって漫然と補助金事業がなされることになりやすい。」と終期設定がない補助金の問題点が指摘され「今後は、全ての補助金について3年の終期を設定し、終期がきたものから順にゼロベースで評価、見直しを行い、新たに政策として提示する形にすべきである。その上で政策の優先順位をつけて、補助金支出が認められるかどうかを決めていくべきである。」との意見が提出されたところである。

「補助金交付要綱」に補助金の終期設定がない理由は、「農業者からの当該補助事業への要望が依然として多い中、補助事業の廃止若しくは補助率の縮小は離農や耕作放棄を助長しかねないことから、3年という短いスパンの中での見直しは困難との判断があったものと推測する。」とのことであるが、補助金の終期を設定し、その機会に補助金をゼロベースで評価、見直しを行うことにより、市内の農地及び農業用施設の改良事業の促進を図りたい。

②補助金の決定について

補助金は、「補助金交付要綱」第3条の別表備考により、「補助対象事業費に補助率を乗じて得た額、又は（補助対象事業費から）関係面積に10アールあたり15,000円を乗じて得た金額を減じた額のいずれか高い額」と規定されているが、補助金交付決定時の起案文書には、比較検討した結果の記載がなかった。

このことについては、別途、比較検討を行っているとのことであるが、比較検討した結果について起案文書に記載することとし、決定根拠を明確にされたい。

③事業実施に伴い発生した収入の的確な把握について

事業実施に伴い発生した収入の報告を補助事業者に求めることとし、的確な補助金交付に努められたい。

4 出雲市民生委員児童委員協議会補助金について

(1) 出雲市民生委員児童委員協議会に関する事項

①計画的な予算執行について

民生委員児童委員協議会では、当該年度に交付された補助金で、年度末に集中して物品等を購入されていた。

今後は、計画的な予算執行を行われたい。また、併せて経費の節約等にも努め

られたい。

(2) 福祉推進課に関する事項

①補助対象経費の明確化について

民生委員児童委員協議会は、当該年度に交付された補助金で、次年度当初に必要な物品等を年度末に購入されていた。

一般的に、当該年度に交付された補助金で購入する物品等は、年度内に使用することを前提としていると考えられる。次年度用の支出を補助対象経費として認めるのであれば、その合理的理由及び取扱いについて明確にしておかれたい。